

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見等に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により始良市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和2年6月30日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和2年6月30日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス始良西餅田店

始良市西餅田字上深田168番1 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

令和2年2月10日

3 意見の概要

(1) 始良市長

ア 交通関係について

(ア) 県道下手山田帖佐線側の、「出入口No.2」は交通渋滞を勘案して帖佐駅側からの通行の左折優先侵入で計画されており、帖佐橋方面からの車両は右折ができないよう、ポストコーンを県道路面へ設置する協議内容となっている。県道幅員を鑑み、渋滞時の緊急車両は中央線上を走行するためポストコーンの設置については考慮いただきたい。

上記の意見からポストコーンを設置しない場合、県道下手山田帖佐線を南進してきた車両が、「出入口No.2」に右折侵入しようとするケースが予想される。その場合は、イオンタウン始良方向から進行する対向車両が多いと右折待ちとなってしまう、後続車両が横断歩道上や交差点内に停留する可能性がある。

(イ) 当該地周辺は通学路として多くの児童生徒が利用する位置であるが、添付の「交通流量調査」によるとその調査日が夏季休業中の8/25（日）～8/26（月）となっており、通常時の実態を示すものになっていない。周辺道路は交通量が非常に多いことから、工事中、開店後、店舗出入口をはじめとして周辺通学路を通行する児童・生徒等の登下校時の交通安全の確保のため、交通安全誘導員（警備員）等を各箇所に配置し、交通安全対策に万全を期すとともに、通学路に関係ある小・中学校（帖佐小学校、帖佐中学校）と定期的な連携をとり、十分な対策を講ずるよう努めること。

イ 駐車・駐輪場について

現計画において、県・市道からの車両の出入口は制限されておりますが、店舗内から公道への歩行者の横断防止柵が設置されていない為、駐車車両の間から無秩序な来店者

の横断が想定される。来店者の安全対策を図ることが望ましい。

ウ 環境保全（騒音・廃棄物等）について

(ア) 店舗閉店後に出庫する帰宅車両走行音や近接して立地する建物側で基準値を上回ることが予測されているので、徐行運転（10km/h以下）やアイドリング禁止の注意喚起を行うこと。

また、荷さばき施設への搬出入の際は十分注意し、施設の配置を住居等に面していない場所への配慮と合わせて、作業時間の短縮や作業員への騒音防止の意識を徹底すること。

(イ) 廃棄物については、リサイクルできるものはリサイクルを行い、生ごみや可燃性廃棄物は排出量の削減に努めること。

エ その他

(ア) 周辺住民等からの相談及び苦情があった場合は、速やかに誠意をもって対応すること。

(イ) 開店後において、近隣住民の生活環境の保持を阻害するような事象が発生した場合には、本市及び関係機関等に速やかに報告し、必要な協議を行ったうえで対策を講じること。また、本市から協議を求められた場合においてはこれに速やかに応じること。

(ウ) 屋外広告物を設置する場合には、鹿児島県屋外広告物条例に基づき、市都市計画課において屋外広告物許可申請の手続きが必要となる場合があるため、計画図等を持参のうえ、事前に相談すること。

(2) 始良市に居住する者

ア 西餅田字上深田185番地側に隣接する道路側の2か所の駐車場出入口については、交差点近くの出入口を封鎖し、1か所にすべきと考える。

イ 住宅地に隣接するため、店舗利用目的以外の者の駐車場利用がないよう、また、不審者対策のために適切な外灯の設置や敷地内の管理の徹底を望む。

ウ 2階部分は、地域住民の日照の十分な確保やプライバシーの確保の観点から蒲生帖佐線側の道路側又は高速道路への設置が妥当と考える。